

参考資料

1. 都市計画の変遷

(1) 都市計画区域の指定の経緯

昭和 28 年 3 月 13 日 : 2,419 h a 指定

昭和 32 年 9 月 19 日 : 市内全域指定

(2) 用途地域当初指定

昭和 33 年 3 月 14 日

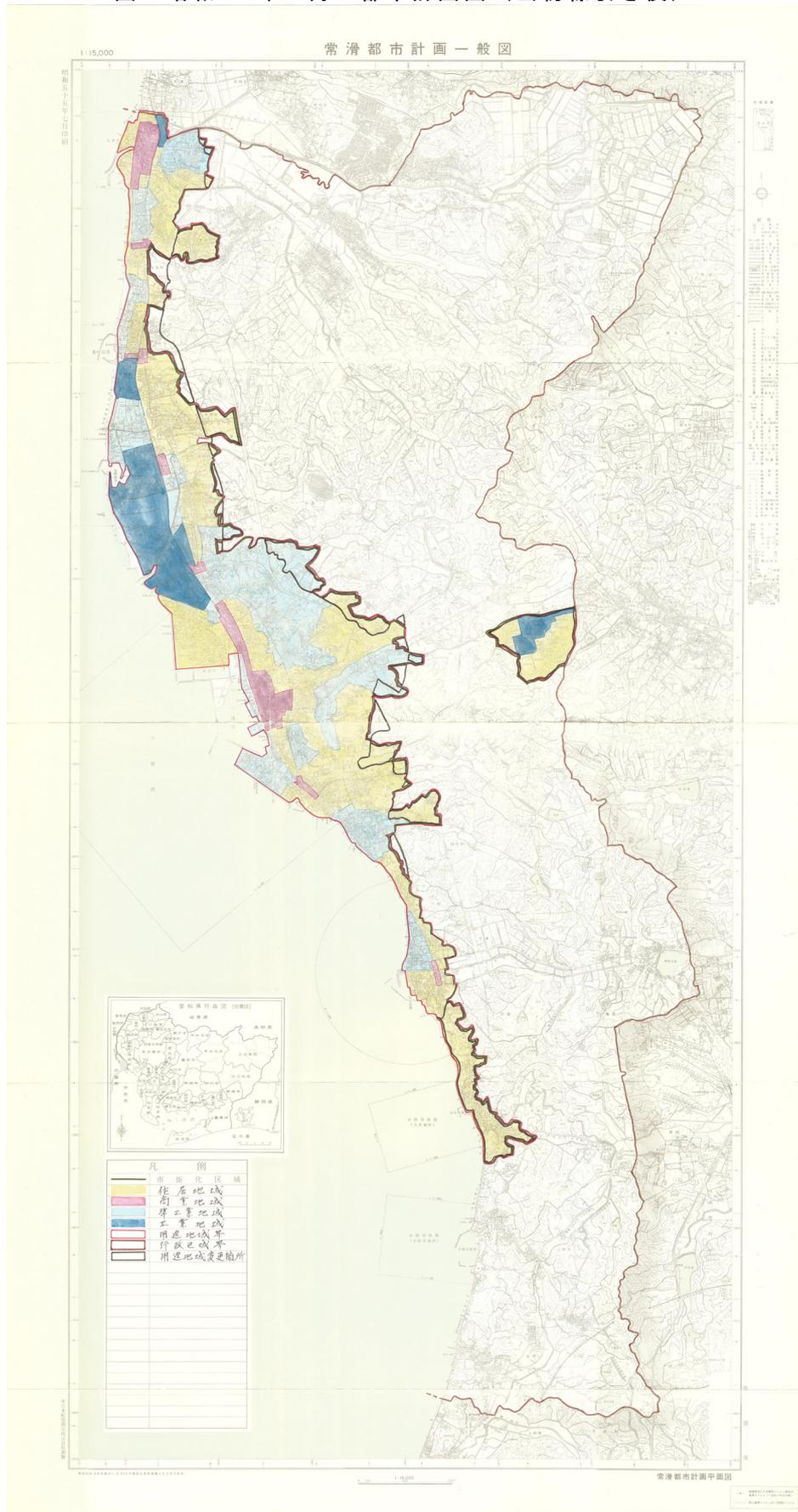
(3) 市街化区域の決定(変更)経緯

決定(変更) 年月日	告示番号	市街化区域 (ha)	地 区	決定(変更)理由
S45.11.24	愛知県告示 第 917 号	1,050		当初線引き
S53.09.01	愛知県告示 第 956 号	1,052	多屋藤塚地内 0.7 榎戸板橋地内 1.2	第 1 回見直し
S59.02.22	愛知県告示 第 149 号	1,101	金山地区 19.2 蒲池地区 3.9 榎戸地区 4.3 乙田古社地区 3.7 梶間地区 19.5 白山町 0.2 西阿野地区 0.6 社辺地区 △3.0	第 2 回見直し
H03.09.04	愛知県告示 第 817 号	1,113	蒲池地区 4.3 新開町地区 7.0 椎田口地区 0.5	第 3 回見直し
H06.05.25	愛知県告示 第 508 号	1,122	大谷地区 8.6	一般保留解除
H13.05.17	愛知県告示 第 421 号	1,179	多屋地区 36.6 新開町 1 地区 20.7 市場地区 0.2 萱苅口地区 0.02 菖蒲池地区 0.02 新開町 2 地区 △0.7	第 4 回見直し
H14.03.08	愛知県告示 第 167 号	1,252	常滑地区 73.0	一般保留解除

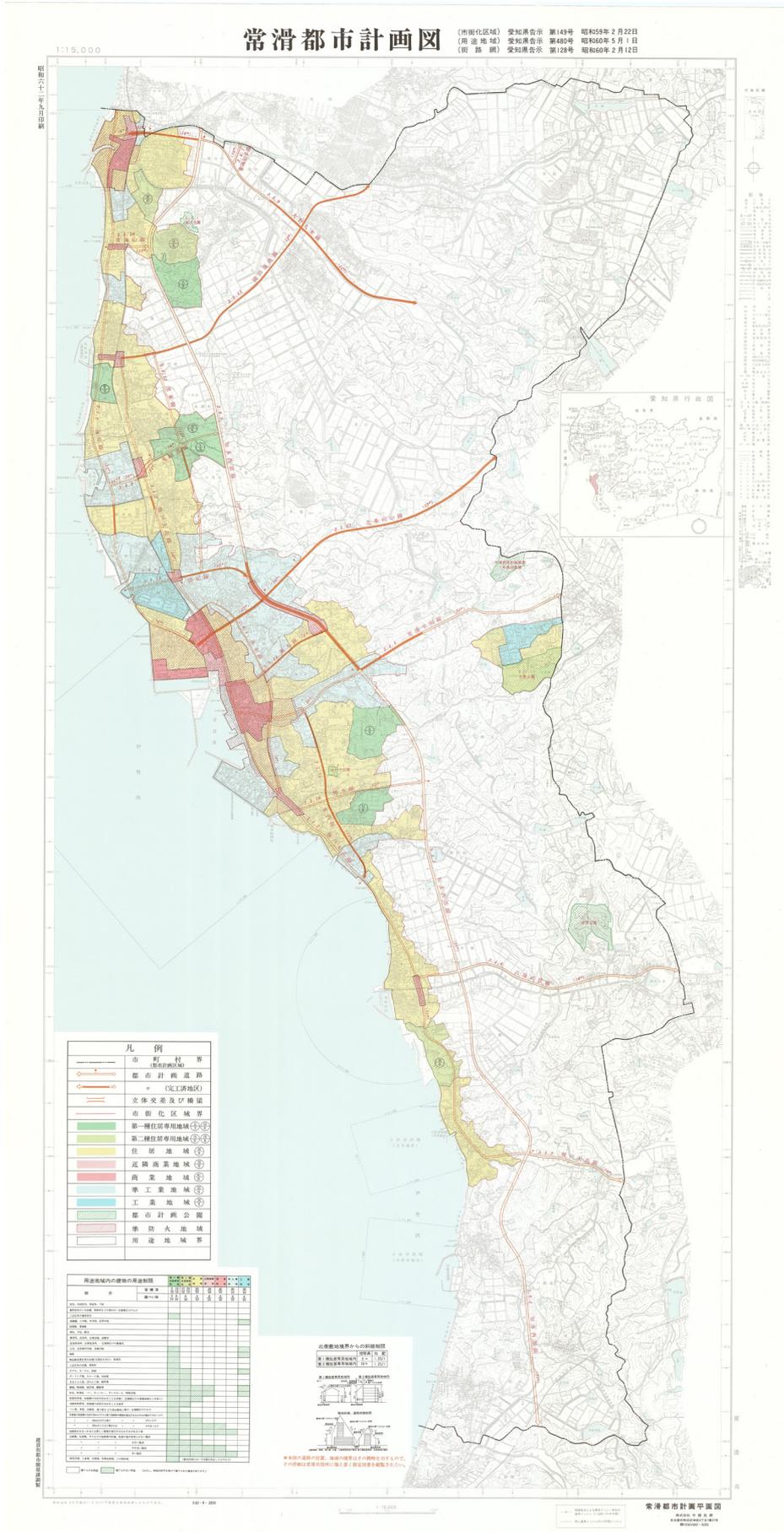
決定(変更) 年月日	告示番号	市街化区域 (ha)	地 区	決定(変更)理由
H15.05.09	愛知県告示 第 417 号	1,482	対岸部地区 123.2 空港島地区 106.8	一般保留解除
H17.02.08	愛知県告示 第 99 号	1,620	空港地区 138.0 鯉江本町地区 0.1	一般保留解除
H22.12.24	愛知県告示 第 750 号	1,621	大野地区 0.8	第 5 回見直し

(4) 都市計画図の変遷

図：昭和46年2月 都市計画図（当初線引き後）



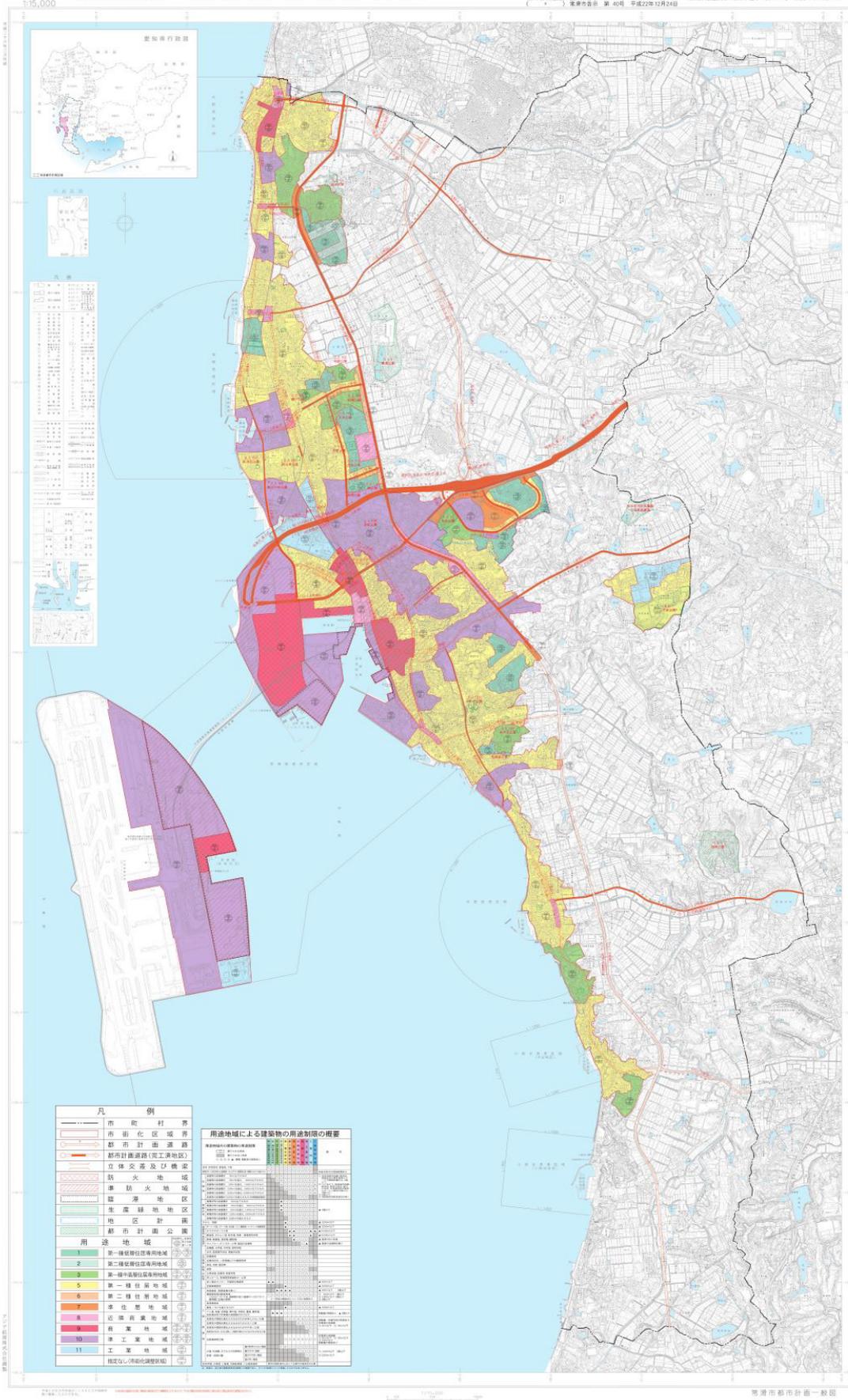
図：昭和62年2月 都市計画図（第2回線引き見直し後）



図：平成 31 年 2 月 都市計画図（現行 令和 2 年 3 月末）

知多都市計画区域 常滑市都市計画図

(市街化区域)	通知番号	第750号	平成22年12月24日	(市街緑地地区)	通知番号	第 36号	平成22年12月24日
(商業地)	通知番号	第756号	平成22年12月24日	(都市計画公園)	通知番号	第79号	平成22年12月24日
(住宅・商業地)	通知番号	第 34号	平成22年12月24日	(公園)	通知番号	第 41号	平成22年12月24日
(商業地)	通知番号	第 35号	平成22年12月24日	(公園緑地計画)	通知番号	第 38号	平成22年12月24日
(公園)	通知番号	第225号	平成22年 1月 1日	(都市計画道路)	通知番号	第 39号	平成22年12月24日
(都市計画道路)	通知番号	第 40号	平成22年12月24日				

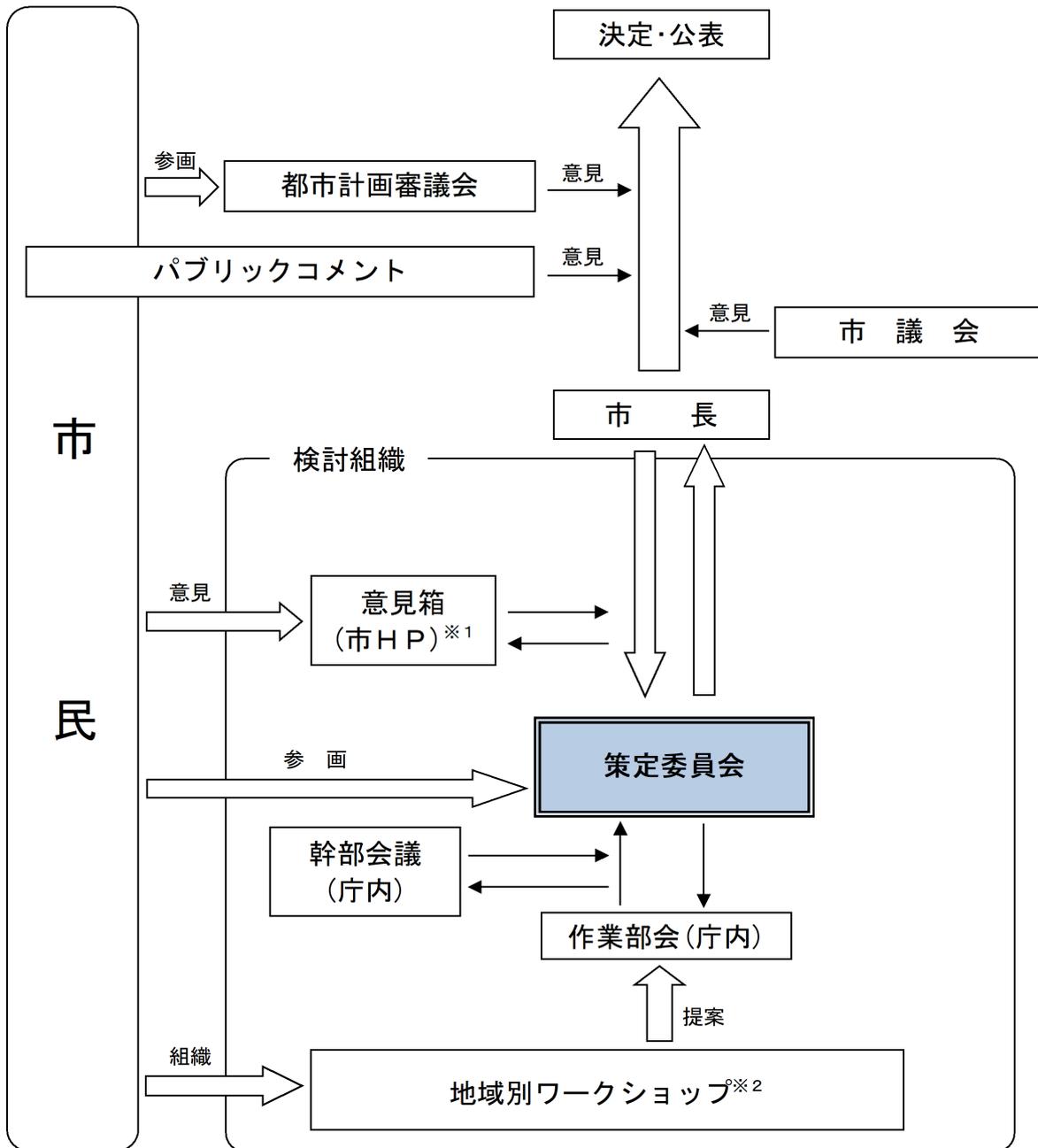


2. 計画の策定体制

本計画は、市の職員により構成する「作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定します。

また、パブリックコメントや地域別ワークショップの実施等により、市民意見の反映に努めていきます。

■本計画の策定体制



※1 策定委員会開催毎に、市HPに資料、議事録をアップロードし、意見箱として地域、世代等を問わず広く市民より意見を募る。

※2 各区（1名又は2名程度）から選出された委員で構成する。

3. 計画の策定経過

年	月	策定委員会	作業部会	その他
平成30年 (2018年)	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月		23日 第1回	
	11月	7日 第1回		
	12月			
平成31年 (2019年)	1月			
	2月		6日 第2回	
	3月	29日 第2回		
	4月		25日 第3回	
令和元年 (2019年)	5月	23日 第3回		
	6月			地域別ワークショップ 26日 第1回
	7月			地域別ワークショップ 23日 第2回
	8月			地域別ワークショップ 21日 第3回
	9月			
	10月		23日 第4回	
	11月	20日 第4回		
	12月			パブリックコメント 12月24日～1月22日
令和2年 (2020年)	1月		29日 第5回	
	2月	10日 第5回		
	3月			

4. 策定委員会及び作業部会

(1) 常滑市都市計画マスタープラン策定委員会設置要領

(設置)

第1条 市の都市計画に関する基本的な方針を定める常滑市都市計画マスタープランの策定に伴い、必要な事項を調査及び審議するため、常滑市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表第1に定める委員で組織し、委員は市長が任命する。

2 委員長が必要と認める事項について調査検討するため、委員会に作業部会を設置し、別表第2に定める部会員で組織する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 員の任期は、常滑市都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議へ出席させることができる。

(作業部会)

第6条 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を建設部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月25日から施行する。

(2) 委員名簿

① 策定委員会

	区分	氏名	役職名
1	委員長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学 名誉教授
2	委員	嶋田 喜昭	大同大学工学部 建築学科土木・環境専攻教授
3		可知 美砂子	市民（教育）
4		角野 濱照	市民（建築）
5		富田 博夫	市民（商工）
6		永田 益也	市民（不動産）
7		西村 広美	市民（福祉）
8		二宮 祐子	市民（文化）
9		山本 友弥	市民（農業）
10		片山 貴視	愛知県建設部都市計画課長
11		横山 甲太郎	愛知県知多建設事務所長
12	オブザーバー	安藤 哲成 (庄子 健)	市総務部総務課長
13		竹内 裕人 (安藤 哲成)	市総務部安全協働課長
14		近藤 修司	市企画部企画課長

② 作業部会

	課室名	職名	氏名
1	総務課	主任主査 (主査)	片山 貴統 (小泉 巧)
2	安全協働課	課長補佐 (主任)	鯉江 剛資 (鯉江 徹)
3	企画課	主事	森 要平
4	福祉課	主査	森田 千奈美
5	商工観光課	主任	間瀬 啓太
6	農業水産課	課長補佐	山本 浩史
7	企業立地推進室	主任主査	澤田 知宏
8	土木課	課長補佐	都筑 徹
9	下水道課	主査	竹内 義徳
10	学校教育課	主査	竹内 裕紀
11	生涯学習スポーツ課	主事 (課長補佐)	永井 秀俊 (赤井 成寿)

※ () は前任者・前職

③事務局

	課室名	職 名	氏 名
1	建設部	部長	谷川 治
2	建設部	部付課長	堀 芳彦 (日野原 稔紀)
3	建設部 都市計画課	課長	山本 雅和
4	建設部 都市計画課	課長補佐	澤田 拓
5	建設部 都市計画課	主任	野崎 伸知
6	建設部 都市計画課	主任	横井 美絵子

(3) 経過

① 策定委員会

日時	名称	議題
平成 30 年 11 月 7 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 策定方針について ■ 現行計画の進捗状況及び評価について ■ 社会情勢の変化の整理及び現況特性の把握について ■ 課題の整理
平成 31 年 3 月 29 日	第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 1 回策定委員会での指摘と対応について ■ 将来都市像及び都市づくりの目標について ■ 将来フレーム及び将来都市構造について
令和元年 5 月 23 日	第 3 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 2 回策定委員会での指摘と対応について ■ 「第 5 章都市づくりの方針」について
令和元年 11 月 20 日	第 4 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 3 回策定委員会以降の指摘と対応について ■ 「第 6 章 地域別構想」及び「第 7 章 計画の実現に向けて」について
令和 2 年 2 月 10 日	第 5 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 4 回策定委員会以降の指摘と対応について ■ パブリックコメントの結果について ■ 都市計画マスタープランの進行管理について

② 作業部会

日時	名称	議題
平成 30 年 10 月 23 日	第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 策定方針について ■ 策定業務について（社会情勢の変化の整理・現況特性の把握） ■ 課題の整理
平成 31 年 2 月 6 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「第 4 章 都市づくりの目標」について
平成 31 年 4 月 25 日	第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 2 回策定委員会での指摘と対応について ■ 「第 5 章都市づくりの方針」について
令和元年 10 月 23 日	第 4 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 3 回策定委員会以降の指摘と対応について ■ 「第 6 章 地域別構想」「第 7 章 計画の実現に向けて」について
令和 2 年 1 月 29 日	第 5 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第 4 回策定委員会以降の指摘と対応について ■ パブリックコメントの結果について ■ 都市計画マスタープランの進行管理について

5. 地域別ワークショップの概要

(1) 開催概要

回数	日時	場所
第1回	令和元年6月26日（水） 19:00～21:00	常滑市役所 2階大会議室
第2回	令和元年7月23日（火） 19:00～21:00	常滑市役所 2階大会議室
第3回	令和元年8月21日（水） 19:00～21:00	常滑市役所 2階大会議室

(2) 各回ワークショップの内容

<第1回ワークショップ>

【テーマ】 まちの良いところ・悪いところを探そう！

【内容】

- 都市計画について勉強しよう！
- 各地域の魅力や問題点を探そう！
- 各地域の議論の内容を共有しよう！



<第2回ワークショップ>

【テーマ】 各地域のまちづくりを考えよう！

【内容】

- 各地域のまちづくりの方針を確認しよう！
- 各地域の魅力や問題点の最終確認をしよう！
- 魅力を伸ばし、問題を解決するための取組アイデアを考えよう！
- 各地域の議論の内容を聞いてみよう！



<第3回ワークショップ>

【テーマ】 各地域のまちづくりアイデアをまとめよう！

【内容】

- 各地域のまちづくりアイデアを確認しよう！
- 各地域のまちづくり構想図を完成させよう！
- 各地域のまちの将来像を考えよう！
- 各地域の将来像及びまちづくり構想図の発表会！



6. パブリックコメント

項目	内容
実施期間	令和元年 12 月 24 日（火）～令和 2 年 1 月 22 日（水）
周知方法	市ホームページ、広報とこなめ 1 月号に掲載
閲覧方法	市ホームページ、市役所都市計画課
提出方法	郵送、ファックス、電子メール又は持参
意見提出数	2 名
意見総数	15 件

No	意見の概要	市の考え方
1	安心、安全な住みよいまちにするためには、市民と行政の連携・協力が必要である。市長、市議会、市職員、市民が協力し合える具体性のあるプランを示してほしい。	「第 7 章 計画の実現に向けて」で市民等をはじめ多様な主体との協力、連携の必要性は示しており、具体的な計画については、各分野において作成される個別計画で検討してまいります。
2	平成 32 年以降の表記は令和に訂正すべき。	ご意見のとおり修正いたします。
3	経済や交流による区分で、海浜交流拠点（大野、りんくう、坂井）が抜けている。	拠点の形成において、大野海水浴場、坂井海水浴場は観光交流拠点に、りんくうビーチは広域交流拠点に含める表現に訂正します。
4	子育て施設や介護施設の分布表示はあるが、拠点として格上げすべき。	子育て施設や介護施設は生活利便施設として、市域をなるべく広くカバーできるようにすべきであるため、現行のままとします。
5	避難拠点を確立する。	避難所等のあり方は、具体的な計画である「常滑市地域防災計画」において示しております。
6	土地利用の構成（ゾーニング）で地場産業エリアに鬼崎漁港が抜けている。	地場産業エリアは、現行の用途地域で準工業地域に指定されているやきもの散歩道周辺を職住近接の土地利用を維持するエリアとして住居系市街地ゾーンの中で特別に位置付けしたものです。鬼崎漁港周辺は第一種住居地域であることから住居系市街地ゾーンとして維持を図るエリアとしているため、現行のままとします。
7	都市づくりの方針が自動車優先の方針のため、歩行・自転車空間の確保を市全体で実施するべき。	公共交通等の方針として、「歩行者・自転車ネットワーク」（P5-7）を掲げ、自動車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏を形成することとしております。

8	CO2 削減、健康増進等を図るための常滑サイクリングロードの形成。	<p>都市計画マスタープランは都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた都市づくりの方針を明らかにし、本市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。</p> <p>頂いたご意見については、各分野を所管する部署と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	バス利用促進のための無料バスルートの形成拡大。	
10	大曾公園以外に、プロチームを誘致できるような運動公園を整備。	
11	鬼崎漁港における新たな観光施設として、鬼崎フィッシャーメンズ・ワーフを提案。	
12	セラモール周辺における新たな観光施設として IW-CAT タウンを提案。	
13	過疎地区における新たな観光施設として、日本文化村を提案。	
14	24 時間遠隔診療の実現に向けた先端広域医療チーム体制の提案。	
15	小鈴谷地区における学生や企業誘致を目指した鈴溪義塾大学創設の提案。	

7. 用語解説

か行

街区公園 (がいこうえん)	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
概成供用 (がいせいきょうよう)	完成供用及び暫定供用以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を有する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路。
開発許可 (かいはつきょか)	良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として、一定の土地の形質の変更を行う開発行為に対して行う許可。
可住地 (かじゅうち)	非可住地（工業地、道路鉄道、公園緑地、河川、大規模集客施設用地等）以外の土地。
既存ストック (きぞんすとく)	これまでに整備された道路、公園等の都市基盤施設や住宅等の建築物などのこと。
狭あい道路 (きょうあいどうろ)	交通安全や生活環境、防災上支障となる幅員が狭い道路で、主に幅員 4 m 未満の道路を指す。
緊急輸送道路 (きんきゅうゆそうどうろ)	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
近隣公園 (きんりんこうえん)	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2 ha を標準として配置する。
広域公園 (こういきこうえん)	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的として設置された公園のこと。
交通結節点 (こうつうけっせつてん)	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設としては、空港、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場、乗船場などがあげられる。
高齢者人口 (こうれいしゃじんこう)	65 歳以上の人口。
国勢調査 (こくせいちょうさ)	総務省統計局が行なう全国一斉の国勢に関する調査をいう。大正 9 年に第 1 回国勢調査が行なわれて以来、10 年ごとに行なわれ、その中間年の 5 年目には簡易な方法による調査が実施されている。調査時期は 10 月 1 日現在で行なわれ、直近では平成 27 年に行われている。
国家戦略特別区域 (こっかせんりやくとくべつくいき)	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から規制改革を総合的かつ集中的に推進する取組のこと。愛知県では、教育や農業分野での規制改革を断行する「産業の担い手育成のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点」として、2015 年に指定。
500mメッシュ (ごひゃくめーたーめっしゅ)	地域を 500m 四方に区切った区画（メッシュ）単位に、整備したデータのこと。

さ行

暫定供用 (ざんていきょうよう)	都市計画道路のうち、車線数を満たしていない状況や、立体交差計画のものを平面交差で供用している等、計画のとおり完成せずに一般の通行の用に供している状況のこと。
市街化区域 (しがいかくいき)	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市内総生産 (しないそうせいさん)	市内における企業などの経済活動によって生産された財貨サービスの総額から、原材料などを差し引いた付加価値額。
社会資本ストック (しゃかいしほんすとっく)	国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・水道・公園などの社会資本の量のこと。
主要幹線道路 (しゅようかんせんどうろ)	骨格を形成し、通過交通や各都市間交通など比較的長いトリップ（ある地点からある地点への目的を持った人の移動）の交通を分担し、下位道路への不要な交通の侵入を軽減しつつ、多量の自動車交通受容に対応する道路のこと。
人口集中地区 (じんこうしゅうちゅうちく)	Densely Inhabited District の頭文字をとって DID 地区ともいう。国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域のこと。
親水空間 (しんすいこうかん)	水や川に触れることで、水や川に対する親しみを深めることができる空間のこと。
自転車通行帯 (じてんしゃつうこうたい)	自転車を安全かつ円滑に通行させる空間を確保するために、車道左端等に設けられる帯状の車両通行帯のこと。
生産年齢人口 (せいさんねんれいじんこう)	15 歳以上 65 歳未満の人口。
生産緑地 (せいさんりょくち)	市街化区域内の農地等のうち、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境に資するために、公害や災害防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適しているものとして、所有者の申請に基づき、都市計画により定められた地区のこと。
総合公園 (そうごうこうえん)	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
総合保税地域 (そうごうほぜいちいき)	外国貨物の運搬、蔵置、加工・製造、展示などの各機能を総合的に活用できる地域として税関等が許可した場所であり、愛知県では中部国際空港周辺が該当する。

た行

端末交通 (たんまつこうつう)	出発地から鉄道駅やバス停、または鉄道駅やバス停から目的地までの動きのことをいい、その利用交通手段をいう。
地域高規格道路 (ちいきこうきかくどうろ)	高規格道路を補完し、一般国道、主要地方道の中からネットワーク上高い規格で整備すべき道路として、自動車専用道路またはこれと同程度の高いサービスを提供できる道路として整備される道路。

地区幹線道路 (ちくかんせんどうろ)	市町村の骨格を形成し、市街地（住宅地、商業地、工業地）の幹線的機能を果たし、市町村内の主要な交通発生源を相互に結び、都市交通需要に対応するとともに、発生・集中する交通を効果的に都市幹線道路に誘導するための道路で、主に一般県道や市町村道が該当する。
地区計画 (ちくけいかく)	無秩序な開発を防止し、その地区の特性にふさわしい良好な環境の形成・保全を図るため、その地区における建築物の細かい規制や誘導を定めるもの。
デマンド交通 (でまんどこうつう)	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
都市幹線道路 (としかんせんどうろ)	都市計画区域の骨格を形成し、都市計画区域内の主要な交通発生源を相互に結び、都市交通需要に対応するとともに、比較的長いトリップ長の交通を効果的に主要幹線道路に誘導する道路で、主に2車線の国道や主要地方道及び一般県道が該当する。
都市基盤施設 (としきばんしせつ)	道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。
都市計画 (としけいかく)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定された計画で、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、市民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」を目指して策定するもの。
都市計画基礎調査 (としけいかくきそちようさ)	都市計画に関する基礎調査のこと。都市計画法では、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、市街地の面積、土地利用などについて調査することとされている。
都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、概ね20年後を目標として長期的な整備水準を検討し、道路の機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊道路の4種別に分類し、都市計画に定めるもの。
都市再生緊急整備地域 (としさいせいきんきゅうせい びちいき)	都市再生特別措置法の政令により定められ、都市開発事業などにより緊急かつ重点的に市街地整備を推進し都市再生の拠点となるべき地域のこと。
都市的低未利用地 (としてきていみりようち)	本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない土地のこと。
特価係数 (とっかけいすう)	各産業大分類別構成比の全国比で、特価係数が1以上であれば、その産業の就業人口又は従業員人口構成比が全国平均より高いことを示す。

な行

年少人口 (ねんしょうじんこう)	15歳未満の人口。
農業集落排水 (のうぎょうしゅうらくはいす い)	農村生活環境の整備と農業用排水路の水質保全が目的であり、し尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設のこと。

農業振興地域内農用地区域
 (のうぎょうしんこうちいきない
 のようちいき)
 市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域であり、農地転用は原則禁止されている。

は行

補助幹線道路
 (ほじょかんせんどうろ)
 道路網のなかで幹線道路を補う道路。幹線道路と区画街路を連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たすもの。

ま行

MICE 機能
 (まいすきのう)
 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。M I C E 誘致により、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上等が期待されている。

民間活力
 (みんかんかつりよく)
 民間企業の資金力や事業能力。

や行

用途地域
 (ようとちいき)
 機能的な都市活動と良好な都市環境の保護を目的に、住居・商業・工業などの都市の諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもの。用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導することを目的に指定する。

ら行

陸閘
 (りっこう)
 堤防の高さよりも道路面や線路敷きが低い箇所などにおいて、ゲートなどで締め切り、高潮や洪水などの氾濫を防ぐ施設。

6次産業化
 (ろくじさんぎようか)
 1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

わ行

ワークショップ
 (わーくしょっぷ)
 問題解決やトレーニングの手法で、住民参加型 まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。